

平成26年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書



平成26年11月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを進めるため、平成17年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、協働の基本的な考え方や方向性が示されました。そして、平成18年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』が策定されました。

指針に掲げる市民協働の基本的考え方を具体的に実現するための第一歩として、平成20年度に「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成21年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

この「協働事業提案制度」は、平成22年3月の市民協働推進会議からの報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成23年度に創設された制度です。この制度により平成23年度には3団体が、平成24年度には5団体が、平成25年度には5団体が協働事業として採択され、それぞれその翌年度に事業が実施されています。

これまで、「公共」に関わる多くの領域については、行政がその必要性を判断し事業を行うという手法が基本的に踏襲されてきました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い住民ニーズが多様化し、複雑化した地域課題を解決するためには、これまでの行政主導ではなく、新しい公共の在り方を創造していくことが求められています。つまり、地域が抱える様々な課題を市民と行政が協力し合うことによって解決する「協働のまちづくり」の視点が不可欠です。

「協働事業提案制度」は、このような考えに基づき、地域の市民活動団体の専門性や柔軟性をいかした提案を基に、提案団体と市が協働して地域の課題、社会的課題の解決に取り組むものです。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあれば同時に、行政だけでは対応が困難な場合もあります。市政への市民参加を促進し市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」が、これからも重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成26年11月

武蔵村山市市民協働推進会議

1 協働事業提案制度の目的と概要

平成23年度に創設された「武蔵村山市協働事業提案制度」は、市民活動団体（武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体)の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指す制度です。

本制度の実施要綱に基づき、「協働型事業部門」(事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図り市と協働して行う)と「団体育成型部門」(将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とする)の2つの区分に分けて事業提案を募集しました。

「協働型事業部門」は1事業当たり対象となる経費の80万円を限度として、また、「団体育成型部門」は1事業当たり対象となる経費の25万円を限度として「武蔵村山市協働事業提案制度実施事業補助金」が交付されます。

提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を実施することになります。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、事業実施年度の翌年度に事業の評価を受けることとなります。

2 選考に至る経過

平成26年度武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の選考過程は以下のとおりです。

●平成26年度武蔵村山市協働事業提案制度の周知

- ・市のホームページ「市民協働・男女共同参画」に掲載（5月1日から）
- ・市報（5/1号）に掲載
- ・市内公共施設に募集要項及び募集チラシの設置
市政情報コーナー/情報館えのき/緑が丘出張所/緑が丘ふれあいセンター/
ボランティア・市民活動センター/各地区会館（5か所）



●提案の募集

- ・募集期間 平成26年5月15日(木)から6月30日(月)まで
- ・提案件数 7件（一次審査後、2団体が辞退）



●市民協働推進会議の開催

・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|----------------|--|
| 第1回 | 平成26年 4月17日 | 平成25年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会及び評価等について ◆平成25年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。 |
| 第2回 | 平成26年 4月24日 | 平成25年度武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会及び評価等について ◆平成25年度事業実施団体からの報告を受け、各事業について評価を行った。 |
| 第3回 | 平成26年 7月17日 | 協働事業提案制度提案事業の一次審査について ◆第一次審査(書類選考)を実施し、全ての提案団体(7団体)が審査を通過した。(後日、2団体が辞退) |
| 第4回 | 平成26年 9月22日 | 提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 2団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した5団体のうち2団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間:1団体15分以内 ・質疑応答時間:1団体30分 |
| 第5回 | 平成26年 9月25日 | 提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 2団体 ◆第一次審査(書類選考)を通過した5団体のうち2団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間:1団体15分以内 ・質疑応答時間:1団体30分 |
| 第6回 | 平成26年 9月29日 | 提案団体による企画発表(プレゼンテーション及び質疑応答) 1団体/採択すべき事業の選定について ◆第一次審査(書類選考)を通過した5団体のうち1団体の提案について第二次審査として提案者がプレゼンテーションにより事業内容を説明し、その後、推進会議委員との質疑応答を行った。 ・プレゼンテーション時間:1団体15分以内 ・質疑応答時間:1団体30分 ◆採択順位を決定し、その理由等について協議した。 |

3 審査基準

平成26年度の審査は、武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき行われました。

第一次審査では、提案団体から提出された応募書類の記載事項について、審査要領に基づき、各審査委員が評価した点数を合計して得た点数（以下「評価点数」という。）が満点合計の6割以上となる事業が第二次審査を実施する提案事業として選定しました。

また、第二次審査では第一次審査により選定された提案事業について、提案団体によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容を、審査要領に基づき審査しました。その結果、評価点数が満点合計の6割以上となる事業を採択する協働事業として決定しました。

ただし、第二次審査において評価点数が満点合計の6割未満となる事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択する事業として決定しました。

4 平成26年度協働事業提案制度の募集内容

※協働事業提案制度募集要項から抜粋

『武蔵村山市協働事業提案制度』では、市民活動団体の専門性や柔軟性等をいかした事業の提案を募集することにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目指していきます。

事業の提案は、『協働型事業部門』と『団体育成型部門』の2つの区分に分けて募集します。

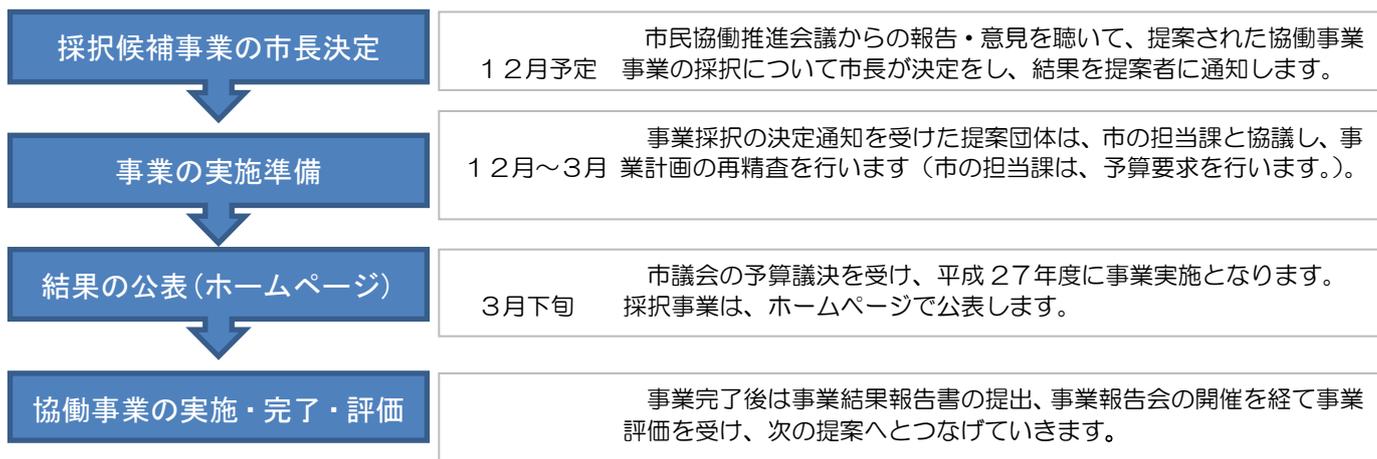
提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付されます。

なお、補助金の交付を受けた市民活動団体は、市の関係する所管課と連携を図りながら事業を推進していくことになります。

*市民活動団体とは・・・武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人・ボランティア団体・自治会
その他自主的に社会貢献活動(当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る)を行う団体

平成26年度 協働事業提案制度の流れ





募集の区分

協働型事業部門

市民活動団体が市と目的を共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案から事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図る事業部門です。

市と協働して事業を行うことを前提として、その専門性、柔軟性等をいかして実施する事業であって、企画力、事業遂行能力、調整力などについて一定の能力を有する団体が、地域の課題、社会的課題等の解決につながる事業を提案できます。原則として、単発のイベント類ではなく事業の継続性や発展性があり、市の事業として定着することができるような提案を期待しています。

1事業当たり対象となる経費の**80万円**を上限として補助金を交付します。

団体育成型事業部門

協働型事業の実施を目指す市民活動団体が単独で企画し、実施する事業部門です。

将来的に協働型事業部門への提案を目指している団体の企画力、事業遂行能力など基礎的な力を高めるための事業が対象になります。

1事業当たり対象となる経費の**25万円**を上限として補助金を交付します。

対象となる事業

公益的な事業であって、

- ① 地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業
- ② 市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業
- ③ 人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業
- ④ 単年度で完結する事業であるときは、継続して複数回実施することが見込める事業

であり、次の4つのいずれかに該当する事業

- ① 市民の地域活動への参画が促進される事業
- ② 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業
- ③ 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
- ④ 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

対象とならない事業

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 同一の市民活動団体が3年度にわたって実施してきた協働事業と同一と認められる事業 ② 営利のみを目的とした事業 ③ 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業 ④ 学術的な研究のみを目的とした事業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 調査のみを目的とした事業 ⑥ 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業 ⑦ 交流又は親睦のみを目的とした事業 ⑧ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業 ⑨ 公の秩序又は善良の風俗に反する事業 |
|--|--|

5 平成26年度提案事業の審査結果及び理由

平成26年度提案事業の審査結果は、以下のとおりです。提案が採択された事業については、採択優先順位順に市の予算の範囲内で補助金が交付され、平成27年度に、市の関係する所管課と連携を図りながら実施することになります。

提案事業の内容については、「6 平成26年度提案事業内容」を参照してください。

| 事業番号 | 事業部門 | 提案事業名 | 審査経過 | | 審査結果 | 採択順位 |
|---|-----------|-----------------------|-------|-------|----------|------|
| | | 提案団体名 | 第一次審査 | 第二次審査 | | |
| 26-2 | 団体 育成型 | ムラッパーによる武蔵村山市認知度アップ作戦 | 通 過 | 通 過 | 採択とすべき事業 | 1位 |
| | | むさし村山ストリートダンス協会 | | | | |
| | 理 由 | | | | | |
| <p>キャラクターを作成して市のPRを行うという本事業は、これまでに無いアイデアであり、本市の知名度アップに効果的であると同時に、地域の活性化に寄与することが期待できます。市内外のイベントに参加するなど、積極的なPR活動に努めてください。</p> <p>市内には、ほかにも市の知名度アップを図る様々な市民活動があるので、それらとの連携や、本市の特産品や観光資源を生かした事業の展開が望まれます。また、子ども達が参加する機会の多い本事業の実施を通じて、子ども達が自信を持つことや、自立心や友情が育まれることを期待します。</p> <p>今後の課題は補助金に頼らなくても事業を継続していけるようにすることで、本事業を実施しながら団体の基盤を固め、持続性を高めるよう努力してください。</p> | | | | | | |

| | | | | | | |
|------|--|-------------------------------------|-----|-----|----------|----|
| | 協働型 | ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト | 通 過 | 通 過 | 採択とすべき事業 | 2位 |
| | | いつひよファミリー～with 石田倫依 | | | | |
| 理 由 | | | | | | |
| 26-3 | <p>少子化対策として、安心して子育てできるようにするためには、子育て支援事業の充実は本市でも重要な課題です。子ども家庭支援センターの存在を知らない市民や、センターを利用しにくい環境におかれている市民も多く、また、地域のつながりが希薄化している現代社会において、子育てに不安を持つ父母を対象とした活動には高い意義と必要性が認められます。本事業の推進によって、地域において子育て支援の輪が更に広がることを期待します。</p> <p>現在実施している事業を将来的に市全体に広げていくためには、地域に住む人たちが自身が子育ての環境を主体的に作り上げる必要があります。団体の基盤を人的、組織的、財政的に更に強化し、中長期的な展望と目標を明確に持って市と協働しながら事業を継続・拡大していくことが望まれます。</p> | | | | | |
| | 協働型 | 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る。 | 通 過 | 通 過 | 採択とすべき事業 | 3位 |
| | | グラシオス プラント パートナー | | | | |
| 理 由 | | | | | | |
| 26-6 | <p>本団体は団体育成型事業を3年間実施し、前年度までの反省を踏まえて問題点を改善するなど、事業遂行能力に向上が見られました。市街地の緑が徐々に失われていく中、花と緑でいっぱいの武蔵村山市を目指した活動は地域ニーズに応えた事業であり、団体の情熱も感じられます。今後は、前年度までに事業を実施した小学校への再訪等、フォロー態勢を整備し、これまでの経験を生かして更に効果のある事業を展開することを期待します。</p> <p>団体の今後の発展と事業の継続に向けた課題は、会員数の増加と自己財源の確保とされます。団体が実施する講習会の参加者に入会していただくなど、会員数を増やして自己財源を確保し、事業を発展させるよう努めてください。</p> | | | | | |
| | 協働型 | 中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし | 通 過 | 通 過 | 採択とすべき事業 | 4位 |
| | | 武士団・村山党の会 | | | | |
| 理 由 | | | | | | |
| 26-4 | <p>本市の歴史に触れる機会を設け、生まれ育った地域に愛着を深めることは、地域のつながりを強める重要な要素であると認められます。また、村山党にゆかりのある近隣市町との交流を図ることにより、本市のPR効果と、地域の活性化及び観光の振興に寄与することが期待できます。</p> <p>将来的には、申請団体が計画する「村山党桜まつり」を開催するだけの力をつけ、他の市民団体とも協力して本市の名産品等のPRを絡めた事業へと展開していくことが望まれます。</p> <p>現在は予算のうち補助金の占める割合が高く、今後の事業継続に向けて、自己資金の確保が課題と言えます。また、作成した甲冑の所有権は団体に帰属するものとし、その保管場所の確保も重要な検討事項ですので、協働担当課と適切な役割分担を行い、課題解消に努めてください。</p> | | | | | |

| | | | | | | |
|---|-----|---------------------------|-----|-----|--------------|----|
| 26 -7 | 協働型 | ハンドボールトップアスリート等派遣 指導事業 | 通 過 | 通 過 | 採択と すべき事業 | 5位 |
| | | 武蔵村山市ハンドボール協会 | | | | |
| | 理 由 | | | | | |
| <p>昨年度、本市で国体のハンドボール競技が開催され、大いに盛り上がりを見せました。これを契機として本市にハンドボールを根付かせるとともに、スポーツを通じて子ども達の健全な育成を目指す本事業には意義が認められます。また、スポーツの振興は、本市が本年10月に行った「スポーツ都市宣言」の趣旨にも合致するものです。一方で、本事業の目的を達成するためには継続性の確保が不可欠であり、事業に参加した子ども達が今後もハンドボールに関わっていただけるよう、フォロー態勢を確立してください。また、現在は報償費と人件費が経費の大部分を占めていることから、事業を継続していくためには、団体の基盤強化及び財源の確保により一層の努力を払うことが望まれます。</p> | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|-----|-------------------------|-----|-----|---------------|---|
| 26 -1 | 協働型 | 高齢者いきいき講座 | 通 過 | 辞 退 | 不採択と すべき事業 | — |
| | | 特定非営利活動法人シニアメイトサー ビス | | | | |

| | | | | | | |
|----------|-----|----------------------------|-----|-----|---------------|---|
| 26 -5 | 協働型 | まちのたからもの体験着地型ツアープ ロジェクト | 通 過 | 辞 退 | 不採択と すべき事業 | — |
| | | 村山うどんの会 | | | | |

6 平成26年度提案事業内容

提案団体から提出された事業提案企画書は、次のとおりです。

- | | |
|---|-------|
| (1) ムラッパーによる武蔵村山市認知度アップ作戦 提案団体：むさし村山ストリートダンス協会 | …… 10 |
| (2) ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト 提案団体：いつひよファミリー～with 石田倫依 | …… 13 |
| (3) 中世・村山郷を中心に活躍した 「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし 提案団体：武士団・村山党の会 | …… 21 |
| (4) 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして 癒しの景観を創る 提案団体：グラシオス プラント パートナー | …… 26 |
| (5) ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業 提案団体：武蔵村山市ハンドボール協会 | …… 32 |

協働事業提案制度企画書

| | | |
|-------|-----------|---|
| 提案団体名 | | むさし村山ストリートダンス協会 |
| 提案事業名 | | ムラッパーによる武蔵村山市認知度アップ作戦 |
| 事業の概要 | 事業の目的 | <p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>当協会が作ったキャラクター「ムラッパー」と「Everybody Dancing 熱いぜ！村山」とオリジナルダンスを活用し、市外のイベントに参加し、武蔵村山市の地域ブランド認証商品の販売拡大と知名度アップを図る。</p> |
| | 現状の説明 | <p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>武蔵村山市を活性化しようと、村山かてうどん等、市民の創意で様々な取り組みがされており、行政もそれらをバックアップする地域ブランド創造活動事業に取り組んでいるが、まだまだ知名度が高いとは言えない状況である。</p> |
| | 事業の効果 | <p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>各地のイベントに参戦することで、商品の販売と武蔵村山の存在を伝え、商品の販路を広げたり、観光資源を宣伝し、武蔵村山市への来訪者を増やす。</p> |
| | 実施の手法 | <p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>キャラクターを利用したイベントが各地で行われており、キャラクターと宣伝ブースを設けることができるものが多い。5月に行われる「ご当地キャラクターフェスティバル in すみだ」をはじめとし、羽生市の「世界キャラクターさみっと in 羽生」、「ご当地キャラ子ども夢フェスタ in 白河」、そして11月の「ゆるキャラグランプリ 2015」まで、各地を訪れ商品の販売と当市の宣伝をする。</p> |
| | 協働の意義と必要性 | <p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>武蔵村山市には観光協会がなく、観光を担当するセクションも独立していないが、様々な地域ブランドを販売することで、市をPRするために、武蔵村山の非公認キャラクターと共に、市外に飛び出すためには、協働することが不可欠である。</p> |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 事業実施のための役割・責任分担 | 提案者 | <p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <p>オリジナルキャラクターと地域ブランド商品を持ち込み、会場で販売する。</p> |
| | 市 | <p>地域ブランド商品の手配や搬入</p> |
| 事業の実施体制 | <p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>むさし村山ストリートダンス協会のメンバーで各イベントにエントリーし、現地に赴き宣伝をする。</p> | |
| 事業スケジュール | <p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>5月 ご当地キャラクターフェスティバル in すみだ 9月 ご当地キャラ子ども夢フェスタ in 白河 11月 世界キャラクターさみっと in 羽生 ゆるキャラグランプリ 2015</p> | |
| 事業成果の活用と将来展望 | <p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにもどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>武蔵村山市への観光客の増加と地域ブランドの販売推進に役立て、市を活性化する。</p> | |

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 むさし村山ストリートダンス協会

| 提案事業名 | | ムラッパーによる武蔵村山市認知度アップ作戦 | |
|---------------|----------------------------|-----------------------|----------|
| 項 | 目 | 金額 (円) | 積算内訳 |
| 【収入の部】 | | | |
| | 協働事業提案制度補助金 | 250,000 | |
| | 協会本会計より | 5,000 | |
| 収入合計 (A) | | 255,000 | |
| 【支出の部】 | | | |
| | 出店料 (10,000円×3回) 無料のイベントも有 | 30,000 | 各イベント出店料 |
| | 運搬費 (商品搬入用車両関係費用) | | |
| | レンタカー・高速料金・ガソリン代 | 150,000 | |
| | 宿泊費補助金 (5,000円×5人×3回) | 75,000 | |
| | ※上記以外は、参加者全員自己負担 | | |
| 支出合計 (B) | | 255,000 | |

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

協働事業提案制度企画書

| | | |
|-------|---|--------------------------------------|
| | 提案団体名 | いつひよファミリ～ ^{ファミリー} with 石田倫依 |
| | 提案事業名 | ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト |
| 事業の目的 | <p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>育児に関するノウハウの提供と育児相談等を行い、親子のアタッチメント形成(乳幼児期に形成される愛着又は情緒的な深い結びつき及び信頼関係で、その後の人格形成の基盤になるもの)の重要性と子育ての楽しさ・素晴らしさを伝える。子育て環境を整え、次世代を担う子ども達の健全育成を行うための土台をつくり、地域一体となった子育てしやすい武蔵村山市をつくっていく。</p> <p>様々なアート(音楽・芸術)等の文化活動にふれ、刺激を受けることで、豊かな情操を養う。また、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を開花させ、自己肯定力・意欲・積極性を高め、自信を獲得し、個々を尊重し合える心を育てる。</p> <p>児童館や子ども家庭支援センター及び関係機関と協働していくことで、地域の子育て支援ネットワークを形成し子育て支援の強化体制を作っていく。</p> | |
| 事業の概要 | <p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>武蔵村山市には現在、子育て支援センター他、地区会館等でのサークル活動等、様々な子育て支援があるが、実際には現行の制度や子育て支援体制では、現在の育児を行う養育者に対して、適切な支援となっていない事が多く、様々な不安を相談できずにいる現状がある。現代の養育者にとっては、現行の子育ての現行の子育て事業情報・施設・制度では、「知らない」または「利用しにくい」という声が多数あり、利用したい市民への周知・利用には至っていない。</p> <p>現代の養育者は、地域におけるコミュニケーションの機会が減少しており、ネット等への依存や悩みを抱え込みやすい環境にいる。(子どもとの関わり方が分からない、泣いている理由が分からない、叱り方が分からない等)</p> <p>これは、世代継承等の体験の薄さ、人と人(地域)の繋がりの薄さ等が要因の一つであり、現在育った養育者が持つ特有の「自信の無さ」に繋がりが、「自信の無さ」は「自身の無さ」に繋がっている。こうした「自信・自身の無さ」はマニュアル化や、親自身や子どもを他者との比較する事に繋がりが、それぞれの個性を見逃し、いじめや差別を生み出す一つの問題となっている。それは子どもの自己肯定感や、他者への思いやりの心の成長を阻み、自己中心的な思考に陥ることも少なくない。そして、他人を思いやる事の出来ない自己中心的な子や大人の増加に繋がっている事も懸念される。</p> <p>また、地域コミュニティを築きにくい環境にある養育者は、発信力が弱く(悩みを相談できずにいる・助けの声を聞けない・誰にも言えない・勇気がいる)、育児不安の増大・虐待に繋がりがかねない案件もある。また、公的機関・専門機関の相談員が、こうした時代の変化の中にある養育者への、適切な共感と受容がなされなかったことにより、不信感を感じ、相談に行くのをやめた例もある。実際に他市との子育て支援体制の比較等により、他市へ転居したケースさえある。</p> <p>特に子育て支援においては、子育てに対してストレスを大きく感じやすい未就園児(特に低月齢・低年齢児など)からの子育て支援が非常に重要であり必要であるが、武蔵村山市の現状では子ども家庭支援センター以外に、場所がほとんどない。また、子ども家庭支援センターを知らない、遠くて行けない等の課題もあり、平成25年度事業より各地域にある児童館の子育て支援拠点化事業のモデルケースとして、残堀伊奈平地区児童館での親子コミュニティ広場を実施している。しかし、現状では児童館環境はまだ、養育者及び乳幼児の利用しやすい環境ではない。例えば、親子コミュニティ広場開催日以外では利用できない・利用しにくいといった声・児童館は学童児の場所というイメージ・暗いイメージが依然多くある。その為、親子のコミュニティ形成促進の為には、児童館の利用のしやすさ等について多くの課題があり、検討していく必要がある。関係機関の連携により、子育て支援の情報周知と、相談や悩みを聞いてもらえる・話せる場</p> | |

| | |
|-------|---|
| | <p>があるという安心感と適切な支援が必要である。</p> <p>今後も利用しやすい環境と親子のコミュニティ形成を促すために、現行の体制を、現在必要とされる支援の場・体制と変化していく必要があり、モデルケース児童館をはじめ、他児童館の環境整備と子育て支援体制の強化が急務である。</p> <p>その他、現代の子どもたちは、服や体を汚さないようにといった親からの制約、公園でのボール遊び禁止等、近所に迷惑をかけないように(騒音等)と制約を受けたりと、遊びや工夫・創造性が小さくなってしまい、ダイナミックに遊べる機会が少ない。</p> <p>現状の子育て支援体制のままでは、自然にあふれた武蔵村山の魅力も良く知る事が出来ず、存分に遊ぶこともなかなかできず、武蔵村山市に住んでみたい、住んで良かったと実感することが難しい現実があるのではないかと考える。</p> <p>こうした環境下にいる養育者・子どもへ必要な支援は、時代と共に変化していかなければならない。昔からある「昔はこうだった」等はあてはまらないため、時代に即した柔軟な子育て支援体制と、支援する側の、現代の養育者への理解を深めていく必要もある。</p> |
| 事業の効果 | <p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>①児童館が各地区での未就園児からの子育て支援施設として機能していく事で、環境がより整い、子育てコミュニティの形成を助け、子育てしやすい環境を作る事ができる。また、身近ですぐ利用できる公的サービスであり、ハードルが低く誰でもすぐ利用ができる環境となっていく。そして、公的機関の利用によりネットワークを広く繋ぎ、専門機関に繋げることができる。</p> <p>※新たなハードを作ったり、スペースを作ると大きな予算や時間がかかるが、児童館が有効に機能する事で各地域・地元へ根付いた子育て支援を行い、問題解決に向けたスピーディな対応を行うことができる。</p> <p>他市の人も気軽に遊びに来る事ができ、また来てみたい環境を作る事で、武蔵村山市に住みたいと思える環境を作る事ができる。</p> <p>また、児童館のスタッフ・子ども家庭支援センターと私たちが協働する事で、コミュニティにおける他者との関係の中で、親も子ども社会でのルールを学び、遊びや工夫など、様々な子育て支援サービスを提供できる。</p> <p>②企業等との連携によりエコ・工作材料(廃材)の使用により、お金をかけずに「物を作る」という事等を、親子で一緒に考えることができる。</p> <p>③育児相談や会の開催で人と人(地域)を繋げることで、育児不安の減少、虐待等の未然防止、また身近な悩み相談から、市や児童相談センター、療育等への連絡も容易になる。</p> <p>④親子交流を通して、親子一緒にリフレッシュできる場や方法を提供でき、親と子の関係作りをする手助けとなる。</p> <p>⑤孤立しがちな母親や家族に対して、地域で支える育児環境を整える事ができる。</p> <p>⑥育児環境の土台作りを行うことで、親が親となる為の成長と、子どもの成長の手助けとなる。</p> <p>⑦子ども自身に内在する豊かな可能性の発見をしておくことができる。</p> <p>子どもが秘めている、素晴らしい個性・感性・可能性を、子ども自身、そして母親や家族が発見し、開花させていく喜びを感じる事ができる。</p> <p>⑧音楽やアートのワークショップを通し、プロのアーティストの視点でナビゲートすることで、子どもたちの幅広い個性や創造性の発掘を可能にする。</p> <p>またそれは、子どもの自己肯定力を高め、親や子どもたち同士も、「みんなちがってみんないい」と、互いの差異や個性を尊重しあい、いじめや差別を根本からなくしていくひとつの大きな力となる。</p> <p>⑨子ども同士の触れ合いの機会を意図的に作っていく事で、子ども同士が人を大切にすることを養う事ができる。</p> |

※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。

■親子コミュニティ広場:平成25年度協働事業より行っている残堀伊奈平地区児童館をモデルケースとする。(ニーズ調査の中で、子育て支援が行き届きにくい武蔵村山市の西側に位置する残堀・伊奈平地区児童館)の午前中(ニーズの多い時間帯)に親子コミュニティ広場を開催する。

◆開催日:毎月、第1・第3木曜日

◆時間 :9時00分～

未就園児からの子育て支援事業を通したニーズ調査を行い、関係機関及び児童館全スタッフ、子ども家庭支援センターと協働し、安全面に配慮した環境設定を行う。

また、健全育成や創造性を培っていきける環境設定を行っていき、児童館が未就園児からの子育て支援施設として有効的に機能し、市民の力と市の協働事業により子育て支援コミュニティの形成を図っていくことができるようにする。また、各地域にある児童館が悩み相談等、身近な駆け込み寺的存在となるようにする。

6月:26年度オープニング 12月:クリスマス会

■Ⅰ)Ⅱ)Ⅲ)各ワークショップと開催場所・内容を組み合わせ、

子育て支援や地域のコミュニティ形成に関わるニーズに合わせた活動を行います。

実施方法:保育士・プロの演奏家・幼稚園教諭・親子体操指導士

・ベビーマッサージインストラクター・キッズマッサージインストラクター

・食育インストラクター・パフォーマー等により各ワークショップを実施

●印は実績のあるものです。

Ⅰ)地区会館・児童館・子ども家庭支援センター・緑が丘ふれあいセンター等で子育て支援事業の開催

Ⅱ)青空広場(公園など屋外で開催)

Ⅲ)音楽&ワークショップの開催

対象:園児・未就園児・児童・保護者・保育士・幼稚園教諭・武蔵村山市在住者等

●子育て支援事業の開催(いつひよファミリーの会・出張いつひよファミリーの会・クリスマス会・ベビーとママのヨガ&リズム体操)により、親子で家に帰った後にも楽しめる手遊びや歌遊び・ふれあい遊び・親子交流の時間を持つ。

また、孤立しがちな親へのアプローチを行っていき、孤立させない。

子育て広場の開催により、より身近に子育てに関する知識の提供と交換ができる場があると感じることができ、保育士としての専門的立場からの育児相談へと繋げる場を持ちながら、家庭でもできる親子交流の方法を伝える事ができる。

※必要な場合にはケースに合わせた公施設・サービスへ繋げていく。

●親子での制作活動や親子での体操等により、共に活動することで、親と子がより繋がりを持つことができる。

●キッズマッサージ(子ども同士のスキンシップ)

子ども同士が直にお互いの身体に触れ合い、マッサージという手技を通して、身体的特徴や痛み・心地よさなどを体験する。

子どもの心と身体の成長を促し、人の心を感じ、大切にすることを育てる。

●ベビー・キッズヨガ・キッズマッサージ・ベビーマッサージ(母子関係の構築と育児ストレスの解消・肌の触れ合いによる愛情の構築・父親の育児参加)・親子体操、制作活動、子どもの心身の発達を促す体操等

●出し物(視覚・言語聴覚等を促すもの)、プロによる歌や演奏等の芸術文化活動
音楽やアート、ダンスなど、プロによるパフォーマンスやワークショップ

●子どもの心身を刺激し発達させる、五感をフル活用した遊び(ワークショップ)を、プロならではの視点からナビゲートしていく。

| | | |
|-----------------|---------------------|--|
| | 協働の意義と必要性 | <p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>児童館という身近な公共施設が、市民の声を拾い上げながら、市と協働していく事で、より実際に則した子育て支援施設として機能していき、地域に孤立しがちな環境にある母親(養育者)のコミュニティ形成の場となり、各地区に子育て支援施設が存在するという安心感を持つことができる。</p> <p>また、充実した子育てをすることができる環境を整えていく事で、武蔵村山に人を呼び、活性化させることに繋がる。そして、親も子どもよい環境で子育てができることで、親の育児不安解消のみでなく、子どもの健全育成に繋がり、ひいては、幅広い人材育成に繋がるものとなる考える。</p> <p>また、協働の手法を取るにより、より持続可能な支援体制が可能になる。現行の制度や、施設、サポート体制で対応しきれない部分の草の根活動の基となり、隠れたニーズを発見し、対応していく事ができる。</p> <p>音楽やアートのワークショップを継続的に行うことにより、芸術・文化への敷居を低くし、協働という手法をとることにより、全ての子どもたちがそれらに気軽に触れる機会を持つ環境を整えることができる。それは将来的に鑑みれば、武蔵村山市を担う、豊かで幅広い人材を育成することにつながり、市全体の芸術・文化の水準もさらに高いものになっていくと考える。</p> <p>武蔵村山市が子育てしやすい環境、住みやすい場所になり、人々(地域)が繋がることで、児童の健全育成につながっていく。また次世代を担う子ども達が、より良い環境で育っていく事で、将来的には子どもも、お年寄りも繋がり、世代や障害といった枠を超え、人の心を感じ思いやりのある、人と人が助け合える、より良い武蔵村山市を作っていく環境を作ることができると思うため。</p> |
| 事業実施のための役割・責任分担 | <p>提案者</p> <p>市</p> | <p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残堀伊奈平地区児童館をモデルケースとしていくに当たり、環境整備・企画内容の提案を行う。 ・親子コミュニティ広場開催に当たり、保育担当課・児童館スタッフ及び子ども家庭支援センターとの連携を密に図る。 ・安全配慮を最大限に行えるように人員を配置する。 ・参加者(親子)コミュニティの形成促進を図る為の声掛け、配慮を行う。 ・児童館が誰にでも利用しやすい環境となるように、子育て支援事業等においてニーズ調査を行いながら必要な物品購入の検討やサービスを児童館や子ども家庭支援センターと共に検討していく。 ・子育て支援事業開催に当たり、調整・実施をする。 ・活動を様々な人に知ってもらうための広報活動を行う。 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度の説明についてご協力をお願いします。 ・児童館をモデルケースとしていくに当たり、児童館を柔軟に使用できるように双方の意見を出しながら、実施に当たり、児童館が未就園児から利用しやすい子育て支援施設である環境作りと広報をお願いします。 ・親子コミュニティ広場を参加者がより利用しやすいよう、参加者(親子)への声掛け、コミュニティ形成促進を図っていただきたいです。 ・現在の第1・第3木曜日の開催日以外にも、参加者が、より利用しやすいよう、利用に対してのニーズへの対応をお願いします。 ・出生届の際や、保健センターでの3ヶ月検診の際に、身近にある児童館等の子育て支援施設の広報を他部署との連携の上、ご協力をお願いします。 ・子育て支援事業開催に当たり、市報等への掲示や武蔵村市役所情報提供メール・ツイッター・フェイスブック等への広報をお願いします。 ・子育て支援事業を行うに当たり、関係団体・関係機関との調整をお願いします。 |

| | |
|--------------|---|
| 事業の実施体制 | <p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <p>児童館を未就園児からの子育て支援施設として機能させていくに当たり、児童館スタッフや子ども家庭支援センタースタッフとの情報交換・環境設定・日程調整等を入念に行い、安全に十分配慮した人員配置を行い、実施状況により、人員の増減を行っていく。また、利用する子育て世代のニーズを調査し、ニーズを可能な限り反映し、利用しやすい環境設定を担当課と協働で行っていく。</p> <p>親子コミュニティ広場の開催やワークショップの開催においては、参加人数の制限等を設けず、気軽に参加できるようにしたいと思っています。実施に当たって安全に留意した人数を配置し、企画内容によっては、企画参加メンバーを増員する予定です。</p> |
| 事業スケジュール | <p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <p>■平成27年4月～平成28年3月 親子コミュニティ広場の開催：毎月第1・第3木曜日 9:00～ ※保育担当課・児童館及び子ども家庭支援センターとの調整により 6月：オープニング 12月：クリスマス会</p> <p>■平成27年4月～平成28年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援事業実施継続(平成21年4月より実施) 開催場所<子ども家庭支援センター>： 毎月最終月曜日 「いつひよファミリーへの会」の開催 及び 「いつひよファミリー～with 石田倫依の会」の開催 12月「親子で楽しむクリスマス会」の開催 ● 子育て支援事業／開催場所<子ども家庭支援センター>毎月1回 ベビーとママのためのリズム＆ヨガ体操の開催(平成23年4月より実施) ※子ども家庭支援センターとの調整により <p>■青空広場の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青空広場(場所：さいかち公園 雨天時：市民総合センター内) 9月を予定(青空のもとでアートに触れるワークショップ) ● 青空広場2(場所：調整による) 11月を予定(金管楽器や廃材などを利用した楽器等を利用したワークショップ) |
| 事業成果の活用と将来展望 | <p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにもどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>身近にある全児童館が、日々、子育て支援施設として機能し、「子育てしやすいまち」となり、人と人が繋がり、子育てが温かい環境で行える支援ができたらいと考えています。</p> <p>また、全児童館・全子育て支援施設が悩みを抱える養育者がいつでも駆け込める、駆け込み寺となる事を期待しています。</p> <p>現在、新しい住宅の建設等に伴い、子育て世代の転入が大幅に増えています。市と連携した、こうした育児支援の存在は、新しい環境での孤立化を防ぎ、地域をつなげ、ひいては町の活性化につながることも、ある意味不可欠、かつ急務であると考えます。</p> <p>また、自然豊かなこの環境だからこそ、ダイナミックで独創的な、のびのびとしたアートワークショップの開催も可能であると考えます。</p> <p>昨シーズン開催したひまわりガーデン等、市によるハード面の充実が進んでいるが、それと合わせて、こうしたソフト面の充実をさらに進めてゆくことにより、「子育てが楽しいまち、武蔵村山」という認識を外内に広げていけたらと考えます。</p> <p>さらに、こうした子育て支援を通して、地域を繋ぐ広場を作り、小さな子どもから家族、そして障害者も高齢者も繋がり、誰もがそれぞれの能力を発揮できる環境を作っていけたらと考えています。</p> <p>そして、福祉の心を持つ全ての地域がつながる市となり将来的には周辺他市や都心からも、人を呼び込めるような展開をしていけたらと思います。</p> |

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的に簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

| 提案事業名 | | ひろげよう!子育て支援の輪プロジェクト | |
|---------------------|---|---------------------|---|
| 項 | 目 | 金額(円) | 積算内訳・備考 |
| 【収入の部】 協働型事業 補助金 | | 800,000 | |
| 収入合計(A) | | 800,000 | 児童館事業経費(c)+子育て支援事業経費(c) |
| 【支出の部】 人件費 | | 375,000 | 児童館事業人件費(I)+子育て支援事業人件費(II) |
| 児童館事業人件費(I) | | | <p>【I】【240,000円】 親子コミュニティ広場 216,000円(4名×月2回×3,000円/回×9か月) (4月・5月・8月は学童児が多く、広場開催は危険が伴う為、広場は休みとする。) ※安全・企画内容により、人員の増減あり。 人員追加配置分 24,000円(4名×2回(6月・12月)×3,000円) 6月は新年度オープニング・12月はクリスマス会の為</p> |
| 子育て支援事業人件費(II) | | | <p>【II】【135,000円】 子育て支援事業に関わる人件費 ■クリスマス会(場所:子ども家庭支援センター) ・人件費50,000(10名×5,000円)</p> <p>■青空広場(青空アート) (青空のもとでアートに触れるワークショップ) ・人件費35,000円(7名×5,000円)</p> <p>■青空広場2 (金管楽器や廃材等を利用した公園等屋外ワークショップ等) ・人件費50,000(10名×5,000円)</p> |

| 消耗品費 | 237,700 | 児童館事業消耗品(Ⅲ)+子育て支援事業消耗品費(Ⅳ) |
|-----------------|---------|---|
| 児童館事業消耗品費(Ⅲ) | | (Ⅲ)【90,000円】 児童館事業消耗品 両用紙・厚紙折り紙類 3,000円 文具類(マーカー・糊等) 2,000円 各種テープ類 3,000円 衛生用品(消毒用) 10,000円 救急用品 5,000円 布類 23,000円 乳幼児玩具 44,000円 |
| 子育て支援事業消耗品費(Ⅳ) | | (Ⅳ)【147,700円】 子育て支援事業消耗品 指人形家族セット 19,008円 指人形どうぶつセット(Ⅰ) 18,684円 共遊和太鼓 17,280円 ばち 1,360円 シンバル 7,560円 スレイベル(125S) 3,780円 ステップカラー 7,776円 おはなしエプロンはみがきカバくん 3,024円 エプロンシアターさんびきのこぶた 7,020円 パネルボード 9,180円 パネルシアター用ブラックライト 12,960円 キンダーエナメルカラー蛍光色6色セット 8,763円 Pペーパー(1,780円×3個) 5,340円 両用紙・厚紙類 8,880円 各種テープ類 7,560円 絵の具類(刷毛等含) 3,525円 文具類(マーカー・糊等) 4,000円 マイク・マイクケーブル 2,000円 ※但し、両事業に関わる消耗品は兼用する。 |
| 印刷製本費 | 45,000 | 児童館事業印刷製本費(Ⅴ)+子育て支援事業印刷製本費(Ⅵ) |
| 児童館事業印刷製本費(Ⅴ) | | (Ⅴ)【6,000円】 インク代 5,000円 用紙代 1,000円 |
| 子育て支援事業印刷製本費(Ⅵ) | | (Ⅵ)【39,000円】 インク代 35,000円 用紙代 4,000円 |

| | | |
|-------------------|---------|--|
| 備品費 | 142,300 | 児童館事業備品 (VII) + 子育て支援事業備品 (VIII) |
| 児童館事業備品費 (VII) | | (VII) 【68,320 円】 ●フローリング対策の為の備品 やわらかクッションマット Fisher-Price safari 58,320 (19,440 円×3 枚) ●フローリング対策の為の備品 やわらかクッションマット YELLOW BEARballoon (S) 10,000 |
| 子育て支援事業備品費 (VIII) | | (VIII) 【73,980 円】 鉄琴 (32 音半音付き 226-Z) 29,700 円 はだしマルチ平均台 44,280 円 ※但し、両事業に関わる備品は兼用する。 |
| 支 出 合 計 (B) | 800,000 | 児童館事業経費 (d) + 子育て支援事業経費 (f) |

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

※児童館事業及び、子育て支援事業に関わる各予算書は別紙資料参照。

※収入合計 A = 補助金による児童館事業に割り振る経費 c + 補助金による子育て支援事業に割り振る経費 e

支出合計 B = 児童館事業にかかる経費 d + 子育て支援事業にかかる経費 f

| 支出合計 | 児童館事業支出合計 | 子育て支援事業支出合計 |
|-----------|-----------|-------------|
| 800,000 円 | 382,320 円 | 417,680 円 |

補助金 1,000,000 円に関わる分担経費

| | | | |
|-------|-------------------------|---------------------------|-------------|
| 人件費 | 【375,000 円】: 児童館事業人件費 | 【240,000 円】 + 子育て支援事業人件費 | 【135,000 円】 |
| 消耗品費 | 【237,700 円】: 児童館事業消耗品費 | 【90,000 円】 + 子育て支援事業消耗品費 | 【147,700 円】 |
| 印刷製本費 | 【45,000 円】: 児童館事業印刷製本費 | 【6,000 円】 + 子育て支援事業印刷製本費 | 【39,000 円】 |
| 備品費 | 【142,300 円】: 児童館事業備品購入費 | 【68,320 円】 + 子育て支援事業備品購入費 | 【73,980 円】 |

協働事業提案制度企画書

| | |
|-------|--|
| 提案団体名 | 武士団・村山党の会 |
| 提案事業名 | 中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし |
| 事業の目的 | <p>※ 何のためにこの事業を行うのか、事業の提案理由について記載してください。</p> <p>■武蔵村山市の市名の由来である中世武士団「村山党」を活かした地域おこしに向け、当面は村山デエダラまつりに参加するための手作り甲冑教室を開催するとともに、郷土の歴史と文化を学び合うことを通じて郷土を愛する心を育てる。また、狭山丘陵周辺の瑞穂町、入間市、所沢市など村山党の一族ゆかり地域との交流を進めながら広域的に「村山党」を市内外にアピールし、武蔵村山の地域の活性化や観光の振興につなげることを目的とします。</p> |
| | <p>※ この事業に関わる市の現状について記載してください。</p> <p>■市名の由来である「武士団・村山党」については、市を紹介する刊行物やクリアファイル等にも「村山党とデエダラボッチのふるさと」と紹介されています。また、村山デエダラまつりにおいても、デエダラボッチ山車とともに武士団・村山党山車が運行の中心に位置付けられています。しかし、「村山党」については歴史上の資料が少ないため、武蔵村山市史をはじめとする郷土史の研究が進まず、知らない市民も多いように思われます。</p> <p>自分の住むまちの歴史を知ることで郷土を愛する気持ちが芽生え、市民同士の絆や交流を深めるきっかけとなり、地域の活性化や地域おこしへの原動力が生まれると考えています。</p> |
| 事業の概要 | <p>※ この事業を行うことにより、どのような地域課題を解決することにつながり、市民や市、自分たちの団体にとってどのような効果が期待されるのか、市民ニーズの現状や重要性を踏まえて記載してください。</p> <p>■地域資源「村山党」は新たな観光資源になる 武蔵村山市の歴史に関係する武士団・村山党が地域資源であることを広く市民に周知できるとともに、武蔵村山市の新たな観光資源としてアピールすることができます。</p> <p>■まちの歴史を知ることで郷土を愛する市民が増える 手作り甲冑教室や郷土史講座等の実施を通じて、武蔵村山市を再発見し、郷土を愛する心をもった市民が増えるきっかけづくりとなります。</p> <p>■地域の活性化の第一歩になる 手作り甲冑隊の村山デエダラまつりや地域イベントへの参加を通じて広く市民に新たな活動をPRすることができ、また、村山党ゆかりの近隣市町と連携・交流することで相互に地域活性化を進めることができます。</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>実施の手法</p> | <p>※ 実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて記載してください。</p> <p>ただ単に甲冑作りをするのではなく、「郷土の歴史と地域おこしの関係」、「郷土を知ることの楽しさ」を、郷土史講演会や村山デエダラまつりへの参加等を通じて体感し、この事業を通じて郷土を愛する市民を増やします。</p> <p>■郷土史講演会1「手作り甲冑による地域おこしの実践（仮称）」の開催 講師：千葉県館山市 南総里見手作り甲冑愛好会代表 山口幸夫氏 ◆実施時期：平成27年6月</p> <p>■「手作り甲冑教室」 ◆募集時期：平成27年6月 ◆実施時期：平成27年7月～平成28年3月（毎週土曜日の午後） ◆実施場所：市民総合センターボラセン作業室</p> <p>■郷土史講演会2「村山党が活躍した「武士の時代」とは（仮称）」の開催 講師：日本史料研究会研究員 細川重男氏 ◆実施時期：平成27年11月</p> <p>■第10回村山デエダラまつりへの参加 村山党山車・武州村山太鼓とのコラボによる武者行列と村山党PR ◆実施時期：平成27年10月末</p> <p>■地域イベントへの参加（市民活動団体まつり（仮称）など） 甲冑の武者姿による村山党のPR（武州村山太鼓とのコラボ） ◆実施時期：平成28年3月頃</p> |
| <p>協働の意義と必要性</p> | <p>※ この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について記載してください。</p> <p>■「市民発」で地域おこしを実現させたい 「武士団・村山党」の会は、郷土を愛する志をもった同志が未来の武蔵村山市のために、次世代を担う子供たちに郷土の歴史や素晴らしさを伝え残したいという想いをもって活動しています。 その「想い」をカタチにすることができるのが協働事業提案制度だと理解しています。</p> <p>■「武士団・村山党」は新たな観光資源に 「事業の効果」でも書いたとおり、「村山党」は武蔵村山市固有の地域資源であり、すなわち新たな観光資源となる可能性があります。 しかし、郷土を愛する志をもった一市民団体だけでは、マンパワーはもちろん、広報宣伝力、マンパワー、資金力などの面においては限界があります。 無限の可能性を秘めた「村山党」を活かした地域おこしを実現するためには、「市との協働」が絶対不可欠です。 当会と市が「協働事業」でベクトルを合わせることにより、効果的に地域の活性化と観光の振興を達成することができます。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>事業実施のための役割・責任分担</p> | <p>※ 提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。</p> <p>提案者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 郷土史講演会（2回）の企画立案・開催 ■ 「手作り甲冑教室」の企画立案・開催 ■ 「村山デエダラまつり」や市内外の様々なイベントに参加して「村山党」の歴史のPR活動を展開 ■ 「武州村山太鼓」や東経大弓道部など協力団体との交流 ■ 「村山党」ゆかりの近隣地域との交流の促進 ■ 「村山党」を効果的にPRするための調査研究 <p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業の参加者募集の広報の協力（市報・SNS等） ■ 会場の提供（市民総合センター：ボラセン作業室等） ■ 道具や甲冑の保管場所の協力 ■ 小・中学校のイベント等に参加する場合の調整 ■ 市内の各種団体との連携のための調整役 ■ 市の観光施策として「村山党」の紹介・PR ■ 「情報館えのき」などで武士団・村山党の歴史を紹介するパネルの設置や手作り甲冑を展示するためのスペースの確保 |
| <p>事業の実施体制</p> | <p>※ この事業を実施するための人員や協力体制について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①郷土史講演会1（6月）-----参加者30名・スタッフ10名 ②手作り甲冑教室（毎月隔週土曜日午後 実施） -----（登録者30名程度）常時参加者10名・スタッフ5名 ③第10回村山デエダラまつり -----武者仮装15名・スタッフ15名・武州村山太鼓6名 ④郷土史講演会2（11月）-----参加者30名・スタッフ10名 ⑤地域イベント-----武者仮装15名・スタッフ4名・武州村山太鼓6名 |
| <p>事業スケジュール</p> | <p>※ この事業を実施するための段取りや年間スケジュールについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成27年 5月 会報を発行し会の活動（協働事業）をPR活動 ■ " 6月 郷土史講演会1の実施 ■ " 6月 「手作り甲冑教室」の募集 ■ " 7月 ~ 平成28年3月 「手作り甲冑教室」の実施 原則として毎月隔週土曜日の午後 ■ " 10月 第10回村山デエダラまつりへの参加 ■平成27年11月 郷土史講演会2の実施 ■平成28年 3月 地域のイベントへの参加 |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>事業成果の活用と 将来展望</p> | <p>※ この事業で得られる成果をまちづくりにもどのようにいかしていくのか、将来どのように展開していきたいのかについて記載してください。</p> <p>■ 「武士団・村山党のふるさと」のPR活動 「武士団・村山党のふるさと 武蔵村山市」を名実ともにキャッチコピーとして周知させる活動をしていきます。</p> <p>■ 郷土の歴史を知り、郷土を愛する市民の育成 手作り甲冑教室や村山デエダラまつりなどを通じて、特に次世代をに合う子供たちに武蔵村山市の市名の由来となった「武士団・村山党」のことを伝え、郷土の歴史を知り郷土を愛する心をもった市民を増やしていきます。</p> <p>■ 「武士団・村山党サミット（仮称）」の開催 武士団・村山党ゆかりの狭山丘陵周辺の市町との連携を進め、相互の地域活性化に向けた市民交流を目的としたサミットを開催します。</p> <p>■ 「武士団・村山党 桜まつり（仮称）」の開催 当方は村山デエダラまつりなどへの参加を通して当会のミッションを推進していきますが、近い将来、市内のイベントが少ない3月末頃に「武士団・村山党桜まつり（仮称）」として、野山北公園のかたくりの時期に合わせた武者行列イベントを開催したいと考えています。その際に、村山党ゆかりの近隣各市町からも甲冑隊の応援加勢を受け、100隊を超える規模の武者仮装行列が実現すれば、武蔵村山市を代表する春の一大イベントとして観光の目玉となります。</p> |
|--------------------------|---|

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

提案団体名 武士団・村山党の会

| 提案事業名 | 中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地城おこし | | |
|----------------------|-------------------------------------|------|-------------------------|
| 項 目 | 金 額 (円) | 積算内訳 | |
| 【収入の部】 | | | |
| ■協働事業提案制度補助金 | 784,200 | | |
| ■手作り甲冑教室参加費 (保険代) | 15,000 | | 500円×30名 |
| 収入合計 (A) | 799,200 | | |
| 【支出の部】 | | | |
| ■講師謝礼 | 60,000 | | 甲冑1領 (材料費内訳) |
| ■甲冑材料費 (16領×35,250円) | 564,000 | | ①ボンテックス (用紙) |
| ■備品購入費 (卓上穴あけ機) | 13,000 | | @1,050×6枚=6,300円 |
| ■ (はさみ・カッター等・ポンチ等) | 8,000 | | ②甲冑型紙 (用紙) |
| ■ (甲冑用衣装箱) @1,200×16 | 19,200 | | @900×6枚=5,400円 |
| ■村山党演出用小道具購入費 (刀・弓矢) | 120,000 | | ③織用威紐 (5色) |
| ■保険代 | 15,000 | | @800×12反=9,600円 |
| | | | ④消耗品費 (ペンキ・ボンド・ニス・テープ等) |
| | | | 3,800円 |
| | | | ⑤生地代 (袖下・籠手・膝当) |
| | | | 9,800円 |
| | | | ⑥その他 |
| | | | 350円 |
| | | | 小計 35,250円 |
| 支出合計 (B) | 799,200 | | |

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

| | |
|-------|--|
| 提案団体名 | グラシオス プラント パートナー |
| 提案事業名 | 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る。 |
| 事業の概要 | <p>武蔵村山市を花と緑であふれるオシャレで素敵な街にしたい。素敵な空間を作り出し、癒しの場所を提供することで市民が心豊かに過ごせる街にする。</p> <p>上手な花の植え方育て方を市民の方に広めて、技術の向上を計り植物本来の良さをひきだし、素敵な景観を一人でも多くの方が作れるようにしていく。</p> <p>花の植え方の手法を少し変え、その手法を市民の方に教えることによりよりオシャレな街作りのできる人材育成をし将来は多数での素敵な街作りをして、さらに地域拡大につなげる。</p> <p>団体育成型で行ってきた小学生への花育を形を変えて継続し、未来を担う子供達の情操の育成をし、大人になってから環境を大切にする心や花を育てる心を育てていく。</p> |
| 現状の説明 | <p>武蔵村山市は緑に囲まれて自然は多いが街に華やかさがありません。それは、花を植えて景観を素敵にしている場所が少ないからだと思えます。また、商店の前や家の前などに花がプランターに植えてあっても、植えてあるだけで植物の本来の良さが伝わってなく、とても残念な感じがします。花や緑に関心があつて花を植えてみたものの、知識不足の為、上手く育てられない現状もあると思えます。</p> |
| 事業の効果 | <p>武蔵村山市を花と緑であふれる街にすることにより癒しの空間を醸し出し市民が心豊かに生活できる。</p> <p>人目のつく所に植栽することでより多くの方が心豊かになり、花や緑への関心を高める。</p> <p>市民に花を上手く植えたり育てるコツを指導する事により、多くの方の技術の向上の手助けとなり、さらに、より素敵な景観の地域拡大につながる。</p> <p>花と緑でオシャレな街にする事で他市からいらした方へのおもてなしになり、またオシャレな街だというPRになる。</p> <p>市民向け講習会を行う事で花育が出来、花を通じて共通の趣味を持つ花友の輪を広げ、孤立しがちな日々の生活の改善になる。</p> <p>小学生向け講習会は、親子での参加も出来るので、親子の絆を深める事に繋がる。</p> <p>団体育成型事業で小学生対象として行ってきた花育を、講習会という形にして、花に関心のある子達のさらに知識や技術を伸ばしてあげる手助けになる。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>実施の手法</p> | <p>A・公共物周辺の植栽、景観の改善。 今事業では、下記の3カ所を改善。 ①市役所周辺景観の改善。 植え込みの日を公開、公募し、興味のある方に参加してもらう。 ②かたくり温泉の入り口に植栽。 市民はもちろん、他市からも人が集まりやすい建物の入り口を 素敵に演出する。 ③『情報館えのき』の室内空間を憩いの空間に改善。 集客率の高いイオンモールの中にある市役所出張所の建物をおしゃれ な空間にする。</p> <p>B・市民向け講習会の実施（個人スキルアップ、花友の輪） ① 寄せ植え講習会 ② ハンギングバスケット講習会</p> <p>C・小学生向け講習会（団体育成型事業の展開・花育） 夏休み特別企画 『ひとりでも、親子でも学べる暑さに負けない花の寄せ植え作り』</p> |
| <p>協働の意義 と必要性</p> | <p>これからの武蔵村山市を花と緑で素敵な街にしていく為に 街全体の花や緑の植栽は大規模な街づくりの改善になるため市民提案とし て実施しなければ実現できない事だと思われる。 市と協働していく事でより効率良く、花と緑で癒やされる素敵な景観の 地域拡大に繋がる。 協働していただかないとできない事（機械を使った植栽の場所の確保、景 観の改善、市内で改善する場所のアドバイス、土壌改良、この事業の宣伝 窓口など）がたくさんある。 協働の手法を取る事により、より持続可能な支援体制が可能になる。</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>事業実施の ための役割・ 責任分担</p> | <p>提案者</p> <p>企画の提案。 実施に伴う 1スケジュール管理。 2プランニング 3デザイン 4花苗、土、肥料、容器、その他材料の仕入れ 5植え込み実施 6メンテナンス管理 7植栽管理指導 8市とのスケジュール調整。 9植え込み実施日の参加者健康管理。 10講習会実施の為に募集チラシ作成</p> |
|----------------------------------|---|

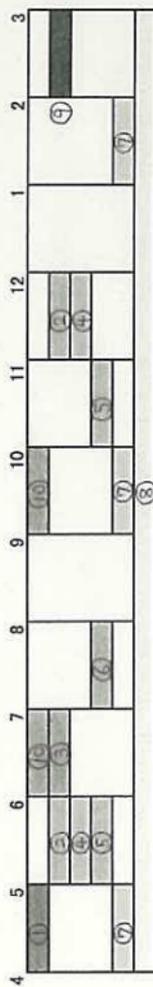
| | |
|--------------------------|--|
| | <p>市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働事業提案制度の理解 2 市民協働提案制度プレゼンや報告会の参加 3 花と緑の地域拡大実施に伴う相談役 4 実施する為の作業協力 5 会員募集窓口 6 イベント広報窓口 7 提案事業実施の市民相談窓口 |
| <p>事業の実施体制</p> | <p>公共物周辺の植栽実施 細かな日程調整、人員調整 安全に配慮したスケジュール 会員外の植え込み参加 市と連携を計る為の綿密な打ち合わせ 市（道路公園課）による機械を使った効率的の良い作業</p> <p>講習会実施 開催場所の確保 参加人数による、サポート人員確保 スムーズに行う為のスタッフとの打ち合わせ</p> <p>園芸店からの花苗配達</p> |
| <p>事業スケジュール</p> | <p>別紙参照</p> |
| <p>事業成果の活用と 将来展望</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 花と緑であふれる街の美的景観を市民に理解してもらいさらなる地域拡大に。 2 講習会、公開植え込みを継続して行っていく事により、人とのコミュニケーションの取れる場所を作る。それより、花友の輪を広げ団体の会確保につなげる。 3 道路公園課に登録されている緑地等やグリーンヘルパーとの協働事業当該団体等へ向けた講習会を開催し会員拡大を図る。 4 ワークショップの開催をして販売をし団体の財源につなげる。 5 自治体の活性化に協力 少子高齢化が進み、人々の意識が多様化し近所の方とのつながりが希薄になっているといわれる今、地域の方との交流を行う為、近隣の方と花を植え協力して管理していく事で親睦を深める手助けになればいいなと思います。 そして、それが根付いたら『自治体対抗フラワーコンテスト』などを開催し、地域の団結につなげ、より良い地域づくりに協力できたらと思います。 6 市で行われるイベントの花飾り デュエラ祭り、花火大会、フードグランプリ、ウオーキングラリー、サクラホールでの催し物等等、他市からもお客様がいらっしゃるイベントに花を飾り、華を添え、美的景観作りをし素敵な雰囲気を出し、よりグレードの高いイベントにする。 同時に一般向けフラワーコンテストを毎年開催しイベントを盛り上げ、さらにスキル向上の近道を作る。 |

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的かつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働推進事業

グランオオスプラントパートナー 年間スケジュール表



① 総会・企画打ち合わせ、チラシ作り、

② 市役所周辺景観作り

③ 情報館えのき 植栽

④ かたくり温泉入り口景観作り

⑤ 一般向け講習会

⑥ 小生向け講習会

⑦ 市・道路公園課打ち合わせ

⑧ 植栽メンテナンス

⑨ 市役所西側景観改善

⑩ 次年度協働推進事業申請及びプレゼン(予定)

| 提案事業名 | | 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵な街にして癒しの景観を作る。 | |
|---------------|---------|--------------------------------|------------|
| 項 | 目 | 金額(円) | 積算内訳 |
| 【収入の部】 | | | |
| | 市の補助金 | 800,000 | |
| | 会員からの会費 | 30,000 | 2,000円×15名 |
| | 講習会費 | 50,000 | 2,500円×20名 |
| | | 30,000 | 1,500円×20名 |
| | | 20,000 | 1,000円×20名 |
| 収入合計 (A) | | 930,000 | |

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

| 提案事業名 | | 武蔵村山市を花と緑であふれる素敵な街にして癒しの景観を作る。 | |
|-------------------|-----------|--------------------------------|---|
| 項 | 目 | 金額(円) | 積算内訳 |
| 【支出の部】 | | | |
| 消耗品 | | 27,300 | ハンギングスタンド埋設型 上記自動灌水引き込み工事 (配管材料一式込) |
| | | 60,000 | |
| A 公共物周辺の植栽 | | | |
| 市役所 | ①ハンギング・春冬 | 20,000 | 1個×10000円×2回 300個×200円 150個×300円 |
| | 景観改善花壇 | 60,000 | |
| | 南側改善場所 | 45,000 | |
| かたくり温泉 | ②ハンギング・春冬 | 60,000 | 5個×6000円×2回 |
| 情報館えのき | ③鉢・観葉植物 | 30,000 | |
| | | 5,300 | 肥料・ごみ袋 |
| B 市民向け講習会 | | | |
| ①寄せ植え | | 30,000 | 1500円×20名 |
| ②ハンギング | | 50,000 | 2500円×20名 |
| C 小学生向け講習会 | | | |
| | | 20,000 | 1000円×20名 |
| | | 15,000 | ホースリール50m×1ヶ 台車1台 |
| | | 9,400 | |
| 印刷製本代 | | 10,000 | |
| 交通費 | | 8,000 | |
| 人件費 | | 120,000 | 40人×3000円 |
| 講師、アドバイザー費 | | 360,000 | 12ヶ月×30000円 |
| 支出合計(B) | | 930,000 | |

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。

3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。

4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

| | |
|-------|--|
| 提案団体名 | 武蔵村山市ハンドボール協会 |
| 提案事業名 | ハンドボールトップアスリート等派遣指導事業 |
| 事業の概要 | <p>平成20年に第68回国民体育大会(以下「国体」という。)ハンドボール競技会の開催地として、内定決定してから、教育委員会が本格的に国体の準備を進めるとともに、市内でのハンドボールの普及啓蒙の為に、平成20年度から市内小学生を対象にしたハンドボール教室、平成22年度からは市内ハンドボールクラブ、中学・高校ハンドボール部への総合体育館の無償での開放事業、市民へハンドボールの認知・啓蒙のためのハンドボールトップチームによるハンドボールエキシビジョンマッチの実施を行ってきた。</p> <p>今では、市内でのハンドボール競技者人口も増え、平成22年には、小学生のクラブチームもできた。平成24年には、市ハンドボール協会も発足。市体育協会に加盟した。</p> <p>小学生のチームは平成23年度都大会準優勝。平成24年度都大会第3位。平成25年度都大会準優勝と力を付けている。第五中学校の女子チームは、平成24年11月に行われた新人大会で準優勝。平成25年度の都大会でベスト8と、その他都大会でも好成績を残している。</p> <p>国体開催に向けたハンドボール競技の周知・啓蒙活動により、市内でのハンドボールに対する気運醸成は図られてきており、小学生、中学生のハンドボール競技者も増え、競技成績も都内トップレベルのチームとなってきている。平成25年度には、小学生東日本大会にて、男女アベック優勝を果たしている。</p> <p>国体の目的は「広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする」としている。</p> <p>本市に縁もゆかりもなかったハンドボールという競技が国体の開催地となって、ハンドボールの普及振興を行ってきた結果、広く市民へハンドボールを普及し、競技者も多くなった。</p> <p>しかし、国体が終了した後はジュニア育成や様々な支援・協力も少なくなり、せっかく国体を契機としたハンドボールの普及・振興が順調にきたところが、縮小してしまうおそれがある。国体を開催したこと自体が一過的なものと判断するならば、現段階では、国体を開催した目的を達成していないこととなろうと思われる。</p> <p>国体で、ハンドボールという競技が市内に浸透したことは間違いないことであるが、国体開催後もこの気運を継続するためには、更なる事業展開が必要である。</p> <p>トップアスリートがデモンストレーション披露したり、子供と一緒にスポーツを楽しむことにより、その競技本来の面白さ、楽しさを味わうことができ、自然とスポーツや体を動かすことへの関心、興味を持つきっかけとなることが期待される。また、ハンドボールという競技を使うことによって、学校教育ではなかなか扱えない競技であることから、ハンドボール競技の普及・振興といった点においては、本当</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>の競技人口の底辺拡大が見込むことが期待される。</p> <p>小学校の授業の一環として学校教育では体験することのできないトップアスリートによる授業を子供たちが受けることにより、運動するきっかけづくり、体力向上、コミュニケーション能力を高めることに貢献し、さらにハンドボール競技の普及啓発を目的とする。</p> <p>平成26年度においては、「スポーツ都市宣言」を行うと聞いており、これからの武蔵村山市を担う子供たちにスポーツを体験する機会を提供する必要性があると感じております。</p> |
| 現状の説明 | <p>市教育委員会、国体の競技普及啓発事業として、平成25年度内に3回、市内3校の小学校に対し、トップアスリート派遣事業を行った。(1校は未実施。9月以降に実施。)平成26年度においては、市との共同事業として、4校実施計画である。(6月末時点で日程調整中。対象校は3小・7小・8小と前年未実施だった10小)</p> |
| 事業の効果 | <p>25年度の事業実施した小学校からは、非常に好評であり、来年度も実施してもらいたいとの要望があった。26年度においては、校長会の終了時にすぐに実施校が決定した。</p> <p>指導の中では、「人の話をよく聞くこと」と、「最初からできないと思わずなんでもチャレンジすること」の基本的なポイントを中心に指導していたが、ハンドボール元日本代表というネームバリューだけでも説得力があるうえ、真剣にハンドボールに取り組んでいた子供たちの反応が印象的であった。</p> <p>その後、ハンドボールを使って昼休みや遊び時間に運動している子供たちが多くいたとか、子供たちからハンドボールをしたいとの声があったと聞くと、競技の楽しさや、体を動かすことの楽しさが十分に伝わったことが考えられ、またハンドボールの普及にもつながっていると思われる。この経験を他の学校の児童また、他の学年の子供たちにも体験してもらいたい。</p> <p>また、27年2月には日本リーグの試合を武蔵村山市総合体育館で開催するので、「自分たちの体験したスポーツ」の「プロ選手のプレイ」を見る機会もあり、スポーツの奥深さ・前向きに取り組む事の大切さ等を理解するきっかけになると思う。</p> |
| 実施の手法 | <p>*実施方法や実施場所、先駆的・先進的なアイデアや工夫などについて、記載してください。</p> <p>(1)派遣するトップアスリート等 ①日本ハンドボールリーグで活躍しているチームの選手、元選手及び指導者等 ②国際大会及び全国大会で入賞したチームに所属している選手、元選手及び指導者等</p> <p>(2)派遣対象 市内小学校3年生から6年生 クラス単位</p> <p>(3)実施内容 指導時間は1クラス当たり、45分～1時間とする。</p> <p>(4)派遣校数 2校(1校当たり4クラス分を上限とする。)</p> |
| 協働の意義と必要性 | <p>*この事業を市民提案で実施する必要性、協働の手法で実施することによる意義や必要性について、記載してください。</p> <p>学校の授業の一環として行うため、小学校との調整が必要である。</p> <p>また、全ての学校、全校児童が体験できないため、対象となる学校と学年を選定してもらう必要がある。</p> |

| | | |
|-----------------|-----|---|
| 事業実施のための役割・責任分担 | 提案者 | <ul style="list-style-type: none"> *提案者と市の役割分担や責任の範囲などについて、その考え方を記載してください。 ・トップアスリート等派遣に関する業務 ・当日事業のアシスタント業務 ・会場準備・後片付け |
| | 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施校の選定 ・学校との開催日の調整 ・備品の借用 |
| 事業の実施体制 | | 武蔵村山市ハンドボール協会（当日の準備・片付け含む） 5名 講師（ハンドボール選手・元選手等） 1名※1校に1名 アシスタント（ハンドボール選手・元選手等） 1名※1校に1名 対象小学校教員 |
| 事業スケジュール | | H27. 4 市小学校校長会へ事業説明、対象小学校の選出。 5 対象小学校との開催日時の調整 講師派遣依頼 6 開催日時の決定 講師決定 7 ～ 事業実施 H28. 2 |
| 事業成果の活用と将来展望 | | 学校の授業で体験することにより、体を動かすことの楽しさやチームワーク、スポーツマンシップなどを児童が学び、運動しない子が運動するようになり、ハンドボールに興味のなかった子が興味を持つようになり、しいては、この授業での経験がきっかけとなって、ハンドボールで上を目指す子供がクラブ等に入って競技者人口が1人でも多く増え、国体を契機に市内に広まったハンドボールを、もっと普及・振興し、ハンドボールの街「むさしむらやま」を目指します。 現在、27年2月に東京都内で唯一、日本リーグの試合を武蔵村山市に誘致しました。 「生涯スポーツ」としてのハンドボールの普及に努めています。 |

注1 記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけ分かりやすく、具体的にかつ簡潔に記載してください。ただし、5ページ以内で作成願います。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

協働事業提案制度収支予算書

提案団体名 武蔵村山市ハンドボール協会

| 提案事業名 | | ハンドボルトップアスリート等派遣指導事業 | |
|---------------|-------|----------------------|--|
| 項 | 目 | 金額(円) | 積算内訳 |
| 【収入の部】 | | | |
| | 市補助金 | 800,000円 | |
| | 自己財源 | 8,070円 | |
| 収入合計(A) | | 808,070 | |
| 【支出の部】 | | | |
| | 人件費 | 50,000円 | スタッフ(5名×2校×5,000) |
| | 消耗品 | 151,200円 | ボール(3,780円×40個) |
| | | 17,550円 | ラインテープ(3,510円×5箱) |
| | | 30,000円 | 文具類(はきみ,ペン,紙等) |
| | 委託料 | 451,440円 | 講師派遣委託(225,720円×2校) |
| | 保険料 | 15,000円 | |
| | 備品購入費 | 92,880円 | 講師・スタッフ等保険 小学生ハンドボール専用簡易 ゴール(92,880円×1組) |
| 支出合計(B) | | 808,070 | |

- 注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。
 2 収入の部には、見込まれる収入の全てを記入してください。
 3 受益者負担がある場合は、具体的な積算内訳を記入してください。
 4 単価表や見積りなど積算の根拠となったものを添付してください。

(日本工業規格A列4番)

資料編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第120号

改正 平成24年3月27日訓令乙第21号

改正 平成26年4月7日訓令乙第42号

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号）第15条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）生活環境部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

附 則（平成26年4月7日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）（平成23年11月16日委嘱、市職員は任命）

| 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|--------|---|-------------------------|
| 渡辺 龍也 | 会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者 | 東京経済大学現代法学部教授 |
| 鴻田 臣代 | 会議要綱第2条第2項第1号ア 識見を有する者 | 武蔵村山 NPO ネットワーク |
| 瀬口 圭志 | 会議要綱第2条第2項第1号イ 市民活動団体関係者 | 武蔵村山市村山道下自治会会長 |
| 中村 政義 | 会議要綱第2条第2項第1号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員 | (社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長 |
| 高橋 茂明 | 会議要綱第2条第2項第1号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員 | 武蔵村山市商工会事務局長 |
| 北口 良夫 | 会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民 | 公募による市民 |
| 本間 由美子 | 会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民 | 公募による市民 |
| 前田 啓子 | 会議要綱第2条第2項第1号オ 公募による市民 | 公募による市民 |
| 山田 行雄 | 会議要綱第2条第2項第2号 生活環境部長の職にある者 | 生活環境部長（平成25年4月1 日から） |
| 比留間 毅浩 | 会議要綱第2条第2項第2号 企画財務部長の職にある者 | 企画財務部長（平成26年4月1 日から） |

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

(平成26年1月16日市民協働推進会議決定)

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づく提案について、実施要綱第6条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類、応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえて審査する。

4 審査の方法

審査は第一次審査及び第二次審査により行い、第二次審査対象事業及び採択すべき事業の順位を決定する。また、第二次審査対象事業又は採択すべき事業において、点数が同点の事業がある場合には、出席した委員の投票により順位を決し、得票数が同数のときは、座長の決するところによる。

(1) 第一次審査

ア 審査の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類(以下「応募書類」という。)のうち、氏名、住所、年齢その他個人及び提案団体を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、応募書類について審査委員が別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により5点満点で評価する。

ウ 第二次審査対象事業の選定

応募書類について各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安に第二次審査を実施する提案事業として選定する。

ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、第二次審査対象事業とすることができる。

エ 選定結果の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア 審査の通則

第一次審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

市民協働推進会議において行う応募書類に基づく提案団体からの公開プレゼンテーション

ン及びこれに伴う質疑応答によって行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、書類選定事業の提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 書類選定事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該提案団体間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条第1項各号に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、第一次審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり20分以内とする。

(オ) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1項第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

カ 審査基準

審査は、別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の書類選考要領（平成25年9月12日市民協働推進会議決定は、廃止する。

(別表)

「◎」は協働型事業及び団体育成型事業の共通の審査基準とし、「◆」は協働型事業のみの審

査基準とします。

| 審査項目 | | 審査基準 | 配点基準 |
|--------|------------|---|---|
| 協働の必要性 | 地域課題・社会的課題 | <p>【必要性】</p> <p>◎ 提案内容は、地域課題、社会的課題等の市民ニーズを捉えているか。</p> | <p>十分に捉えている 5点</p> <p>おおむね捉えている 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり捉えていない 2点</p> <p>全く捉えていない 1点</p> |
| | 課題解決の手法・形態 | <p>【協働の手法・形態】</p> <p>◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性等があるか。</p> <p>◆ 課題解決のために協働という手法が必要とされているか。</p> <p>◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。</p> | <p>十分に備えている 5点</p> <p>おおむね備えている 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり備えていない 2点</p> <p>全く備えていない 1点</p> |
| | 役割分担等 | <p>【役割分担等の妥当性】</p> <p>◆ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。</p> <p>◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。</p> | <p>十分に妥当性がある 5点</p> <p>おおむね妥当性がある 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり妥当性はない 2点</p> <p>全く妥当性はない 1点</p> |
| | 事業効果 | <p>【相乗効果】</p> <p>◆ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を發揮したりすることにより、効果的な実施が可能となることなど）に行うことが期待できるか。</p> | <p>十分に期待できる 5点</p> <p>おおむね期待できる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり期待できない 2点</p> <p>全く期待できない 1点</p> |
| | | <p>【市民満足度】</p> <p>◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができることなど）が期待できるか。</p> | <p>十分に期待できる 5点</p> <p>おおむね期待できる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり期待できない 2点</p> <p>全く期待できない 1点</p> |
| 事業の | 企画力 | <p>【団体の企画力】</p> <p>◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか。</p> | <p>十分に感じられる 5点</p> <p>おおむね感じられる 4点</p> <p>普通である 3点</p> <p>あまり感じられない 2点</p> <p>全く感じられない 1点</p> |
| | 実現性 | <p>【計画の実現性】</p> <p>◎ 計画どおりに実施が可能であるか。</p> <p>◎ 地域住民等の理解を得られているか。</p> | <p>十分に実現性がある 5点</p> <p>おおむね実現性がある 4点</p> <p>普通である 3点</p> |

| | | | |
|-------------|---------|--|--|
| 実 現 性 | | ◎ 法的な問題等により実現が困難となっ ていないか。 | あまり実現性はない 2点 全く実現性はない 1点 |
| | 実 施 能 力 | 【団体の実施能力】 ◎ 提案団体は、当該事業を実施する上での 専門的な知識や経験を有し、提案する事業 が実施可能であるか。 | 充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点 |
| | 継 続 能 力 | 【団体の継続能力】 ◎ 提案した事業を継続するために、組織の 成長・自立を考えた中・長期的なスケジ ュールとなっているか。 ◎ 計画を継続して実現するために自ら資 金や人材の確保に努めているか。 | 充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点 |

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年8月3日訓令（乙）第119号

改正

平成24年3月27日訓令乙第21号

平成25年3月15日訓令乙第7号

平成25年6月14日訓令乙第107号

平成26年3月3日訓令乙第8号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- (2) 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- (3) 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- (4) 5人以上の者で組織されていること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（当該事業が単年度で完結する事業であるときは、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。この場合において、当該協働事業が複数の年度にわたり実施するものであるときは、前項の公募の対象となる年度に係るものとして提案しなければならない。

（1）地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

（2）市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

（3）人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

（4）継続して複数回実施することが見込める事業

（5）市民の地域活動への参画が促進される事業

(6) 市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(7) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(8) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として三の年度にわたって実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利のみを目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

(4) 学術的な研究のみを目的とした事業

(5) 調査のみを目的とした事業

(6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業

(7) 交流又は親睦のみを目的とした事業

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

(事業の公募)

第4条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

(提案の手続)

第5条 協働事業の実施についての提案は、募集要項に定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出してしなければならない。

(1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

(2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）

(3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）

(4) 提案団体概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 前項の規定により提案をしようとする協働事業が協働型事業であるときは、当該提案をしよう

とする市民活動団体は、当該協働型事業を実施する上での課題等について、募集要項に定める期日までに、当該協働型事業についての市の担当課（以下「担当課」という。）に事前調整を申し出なければならない。

3 担当課は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なくこれに応ずるものとし、市民活動団体及び担当課は、当該事前調整において、対等な立場で協議し、協働事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めるとともに、生活環境部協働推進課長にその経過を報告するものとする。

4 生活環境部協働推進課長は、前項の規定による協議の進行について必要な支援を行うものとする。

（採択の決定）

第6条 市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）の代表者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、協働事業採択（不採択）通知書（第5号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

（2） 市民活動団体に該当しなくなったとき。

（3） その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(事業の実施時期)

第9条 実施団体は、第6条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第10条 協働事業の実施に関し必要な予算は、当該協働事業が協働型事業であるときは当該協働事業の担当課が、当該協働事業が団体育成型事業であるときは生活環境部協働推進課が、それぞれ計上するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

- (1) 協働型事業 800,000円
- (2) 団体育成型事業 250,000円

(事業報告)

第12条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業結果報告書(第6号様式)
- (2) 協働事業自己評価書(第7号様式)
- (3) 協働事業提案制度収支決算書(第8号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、推進会議に事業報告会の開催を求めるものとする。

3 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、公開による事業報告会を開催しなければならない。

4 推進会議は、前項の事業報告会を開催する場合において必要があるときは、実施団体の代表者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(事業の評価)

第13条 市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告

会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

3 推進会議は、前項の規定による求めがあった場合において必要があるときは、実施団体の代表者、その関係者又は担当課の職員を会議に出席させて、説明を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業評価書（第9号様式）を実施団体に交付するものとする。

（公表）

第14条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

（推進会議の設置）

第15条 第6条第1項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止）

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第12条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第13条関係）

平成26年度
武蔵村山市協働事業提案制度
提案事業審査報告書

平成26年11月
武蔵村山市市民協働推進会議